(c)「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d)(i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(e)「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f)「区域」とは、

(i) 日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) オマーン国については、その主権の下にある陸地、内水、領水及び空間並びに海域、すなわち、オマーン国が自国の法令及び国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(g)「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

第二条　投資の促進及び許可

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資が自国の区域内において行われるための良好な条件を醸成する。

2　一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

注釈　この2の規定は、不動産の取得又は賃借に関し、一方の締約国が他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、自国の投資家及びその投資財産に与える待遇と同様の待遇を与えることを義務付けるものと解してはならない。

第三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

3　1の規定は、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第四条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　1に規定する待遇には、一方の締約国と第三国との間の国際協定に規定する投資紛争の解決に関する規定（第十五条に規定する制度に類するもの）により当該第三国の投資家に対して与えられる待遇を含まないことが了解される。

2　1の規定は、一方の締約国が当事国である現行又は将来の自由貿易地域、関税同盟、経済同盟又は他の形態の地域的な協定から生ずる待遇、特恵又は特権に伴う利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第五条　一般的待遇及び投資環境の整備

1　一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

3　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第六条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条　透明性

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であってこの協定の対象となる事項に関連するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4　1及び3の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第八条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第九条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、入国、滞在及び居住に関する自国の関係法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人並びに当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役に対し、投資活動を行うことを目的として自国の区域に入国し、及び滞在することを許可する。

第十条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること。

(b) 差別的なものでないこと。

(c) 2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正当な法の手続及び第五条の規定に従って実施するものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該収用の執行及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十五条の規定の適用を妨げない。